

『奈良県観光データ「見える化」推進事業』業務委託  
公募型プロポーザル質問票に対する回答①

《ご質問項目》

同種業務の実施実績【様式3】に添付する証明を証明できる書類の写しに用いることができる書類について

《ご質問内容》

同種業務の実施実績【様式3】に添付する証明を証明できる書類の写しに関して、契約書に替えて、弊社への受託が特定された旨を通知する発注者が発行する書類及び業務概要が分かるもの（例：仕様書など）とすることは可能でしょうか。

《回答》

原則は、契約書の写しを提出してください。ただし、特段の事情があり、提出ができない場合は、その理由を付した上で、当該契約を締結し、誠実に履行したと判断できる蓋然性を有した代替書類を提出してください。なお、当該代替書類が、契約書の写しの代わりとなりうるかは、内容を確認の上、県にて判断いたします。